

# 令和6年度 小坂町立小坂小学校・小坂中学校 いじめ防止基本方針

## いじめ防止の基本理念

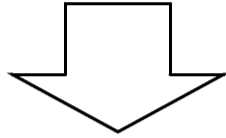
- いじめは全ての子どもに関わる問題であることを認識し、子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、その未然防止に取り組む。
- いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況をも生み出す行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにする。
- 学校、家庭、地域の連携の下、いじめの問題を克服できるようにする。

### いじめの定義

小坂小中学校に在籍している児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

### いじめの理解

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- いじめは、見ようとしなければ見えない。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題である。



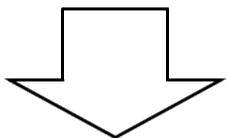
### 児童生徒支援委員会

校長、統括教頭、小中教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒支援担当教員、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭（必要に応じて、外部専門家を加える）

- 取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに係る情報があつた際の緊急会議の実施

### 保護者・地域・関係機関との連携

- 保護者や地域住民、関係機関に対し、いじめ防止等に係る指導方針についてHP等で情報提供する。
- P T Aや学校評議員会等の機会を捉え、いじめ防止等の取組や対応について説明し、共通理解を図る。
- 教育委員会や学校、警察や児童相談所、福祉事務所等との適切な連携を図るため、地域生徒指導研究推進協議会の組織等を活用した情報交換会や連絡協議会を開催するなど情報の共有を図る。



### いじめの未然防止

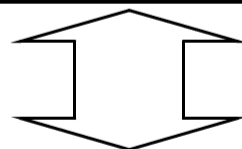
- 小中一貫教育の推進による豊かな心の育成
  - ・日々の生活や合同行事などの小中の交流をとおした、リーダーシップとフォロワーシップの育成
  - ・学校と家庭・地域との連携を生かした規範意識をはぐくむ道徳教育の充実
  - ・児童会・生徒会活動をとおした集団づくりの充実
  - ・よりよい人間関係を築く体験活動の充実
  - ・生徒指導の三機能を生かした授業づくり
- いじめ防止のための教職員研修等の充実
  - ・生徒支援加配教員やスクールカウンセラーによる研修会の実施
  - ・いじめ防止等に関する指導資料の活用
  - ・外部講師を招きたいじめ防止・対応等の研修会の実施
- 情報モラル指導の充実
  - ・情報モラル指導全体計画に則った情報モラル教育の実施
  - ・携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する指導資料の活用
  - ・ノーメディア・チャレンジ（年3回）の実施と充実

### いじめの早期発見

- いじめの実態把握
  - ・月1回のいじめ調査の実施と町教育委員会への報告
  - ・生活記録ノートの活用
  - ・複数教師による観察
  - ・定期的な教育相談の実施
  - ・学級担任以外の相談窓口の周知
  - ・小中合同児童生徒を語る会の実施など校内組織を活用した情報の共有
- 相談窓口の周知
  - ・24時間いじめ相談ダイヤル
  - ・いじめ緊急ホットライン
  - ・すこやか電話
  - ・子どもの人権110番 等

### いじめへの組織的対応

- いじめの発生を確認した際には、町教育委員会に直ちに報告するとともに、対応策を協議し、児童生徒支援委員会主導のもと、迅速な解決に努める。場合によっては、対策チームを組織して対応にあたる。
  - ・児童生徒支援委員会の開催
  - ・対応策の検討と役割分担
  - ・迅速で的確な実態把握
  - ・スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整
  - ・保護者の理解と協力



## 重大事態への対処

### 重大事態の発生と調査

- 学校は、次の重大事態が発生した場合には、町教育委員会に報告する。（※教育委員会から町長に報告）
  - ・生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがある場合
  - ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- 町教育委員会または学校による調査
  - ・重大事態が発生した際には、町教育委員会が調査の主体を判断する。
  - ・町教育委員会が調査する場合にはいじめ対策委員会を、学校が調査する場合には校内組織を活用する。
  - ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 調査結果の提供及び報告
  - ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、対応方針について共通理解を図る。
  - ・調査結果を町長に報告する。
  - ・調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

### 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

- 再調査
  - ・町長が重大事態への対処または同種の事態の発生防止のため必要があると認めた場合は、付属機関を設けて調査を行う等の方法により学校が調査したことについて調査する。
- 調査結果の提供及び報告
  - ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・調査結果を議会に報告する。
  - ・調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

令和6年4月3日 改定